

令和8年度 第2回旭市部活動地域移行推進協議会 議事報告

1 期 日 令和8年7月30日(木) 開会 午後2時30分 閉会 午後4時30分

2 場 所 旭市役所本庁舎3階 政策決定室

3 出席者 加瀬 政美（旭市スポーツ協会副会長）
渡辺 弘巳（旭市スポーツ少年団）
大橋 誠治（旭市スポーツ推進委員協議会）
柏木 雄裕（NPO 法人スポーツアカデミー）
高木 健寿（旭市文化協会）
渡辺 晃（旭市立第一中学校長）
酒井 誠一（旭市立第二中学校長）
奥住 浩基（旭市立海上中学校長）
大目 智志（旭市立飯岡中学校長）
溝口 洋樹（旭市立干潟中学校長）
岩瀬 忠久（旭市立第二中学校教諭・吹奏楽部代表）
山口 泰弘（旭市 PTA 連絡協議会顧問）
向後 依明（教育長）
飯島 正寛（教育総務課長）
遠藤 忠義（教育総務課学校教育指導室長）
佐野 唯生（生涯学習課長）
林 甲明（スポーツ振興課長）

4 開会
・傍聴者 なし

5 報告事項
旭市部活動地域展開委託業者「オークスベストフィットネス」の紹介
進捗状況の報告（休日部活動地域展開に向けて、認定クラブについて）

6 議題（協議事項）
（1）直営クラブについて
・地域クラブ設置状況について（指導者・生徒数）
・活動場所について
・施設管理について（キーボックス、使用する物の管理 等）
・連絡手段について
・緊急対応について

- ・指導者説明会および講習会の実施について
- ・各地域クラブ説明会について(初回練習で実施)
- (2) 地域クラブ活動規約等について
- (3) 休日部活動の内規および兼職兼業願の変更について
- (4) その他

○配付資料に基づき、事務局より説明

【1. 運営・指導体制について】

Q1:会費(月額 3,000 円)の根拠と、参加人数による不公平感は生じないか。

A1:(事務局・業者) 会費は人件費・運営費・管理費を勘案して設定した。人数が多い場合(1 団体 30 名超など)は、団体を分けるか、指導者を増やして対応する。また、不足分は公費補助(国・県・市)で賄う。

Q2:指導者が 3 名以上いる場合、支払いはどうなるか。

A2:(業者) 1 回の活動につき 2 名分までの指導報酬(3 時間・計 4,800 円)を支給する。3 人目以降はボランティア扱いとなるが、シフト制を組むことで分担をお願いしたい。

Q3:指導者の質や実績の基準について何う。

A3:(業者) 資格の有無よりも指導実績を重視し、面談で適性を確認する。今後は性暴力防止等の研修受講を必須とし、安全管理を徹底する。

Q4:指導者が不足している種目(例:ソフトボール)はどうするのか。

A4:(業者・教育委) 現在も継続して募集している。指導者が確保できない場合は、部活動としての実施を含め、8 月 5 日の連絡期限までに方針を決定する。

【2. 休日部活動・学校との連携について】

Q1:休日部活動の内規で「練習試合・招待試合のみ」とあるが、吹奏楽部の練習はどう扱うのか。

A1:(事務局) 吹奏楽については 8 月上旬に顧問と協議する。部活動としての活動が地域移行を阻害しないか懸念はあるが、実情に合わせて柔軟に判断したい。

Q2: 休日の地域クラブ活動実施時の施設管理・セキュリティはどのようになっているか。

A2: (業者) 各学校にキーボックスを設置するなどの管理体制を構築中。管理職と協議の上、誰がいつ入校するかを明確にし、防犯面には最大限配慮する。

Q3: 休日の地域クラブ活動で学校施設を利用した際、トイレ故障等のトラブル対応は誰が行うのか。

A3: (業者) 基本的には地域クラブで、教育委員会と連携し、修理手配等を行う。学校施設に関して業者との連絡が取れない休日の対応については、今後の運用課題とする。

【3. 会費徴収・保険・手続きについて】

Q1: 会費徴収のタイミングと、月途中の入会等のイレギュラー対応はどのように行うのか。

A1: (業者) 原則前払い制。入会日によって当月と翌月分が重なる場合があるが、見づらいとの指摘を踏まえ、周知方法を改善する。また、活動が全くない月の会費発生などは、柔軟な返金等の対応を行う。

Q2: スポーツ安全保険の適用範囲はどのようになっているか。(受給券利用時のアフターケア等)

A2: (業者) スポーツ安全保険は医療受給券との併用が可能であり、怪我に対するアフターケアも十分カバーされる。

Q3: 大会参加の申し込みを保護者が忘れた場合、事務局でフォローはあるか。

A3: (業者) 本来は保護者の責任だが、部活動からの移行期であるため、事務局から期限前のリマインドを行う等の丁寧な対応を心がける。

【4. その他】

Q1: 兼職兼業する教職員の申請・承認はどう行うのか。

A1: (事務局) 過去1年間の時間外勤務時間を記載させ、過労死ライン(80時間)を意識した申請書を作成した。管理職が内容を確認の上で承認し、毎年更新の手続きを行う。

Q2: なぜ指導者名を公開しないのか。

A2: (コーディネーター・事務局) 個人情報問題もあるが、誰が教えるか不明なことは参加率低下の要因である。保護者の安心感のため、指導者の了解を得て可能な範囲で情報開示を行う方向で検討したい。

7 参加者より

- ・北総地区エリアコーディネーター
- ・千葉県教育庁教育振興部保健体育課部活動地域展開コーディネーター(運動部)
- ・千葉県教育庁教育振興部学習指導課部活動地域展開コーディネーター(文化部)

8 その他

- ・次回会議日程 令和8年12月17日(木)午後2時 30 分から

9 閉会